

- 登録免許税法別表第三の十九の一の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件

平成十五年九月三十日
財務省告示第六百十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で国又は地方公共団体以外の者に対し利益又は剩余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのもの並びに同条に規定する証する書類を発行すべき者を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。

財務大臣が指定する独立行政法人は別表の第一欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する登記又は登録は当該独立行政法人が自己のために受ける同表の第三欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する者は同表の第四欄に掲げるものとする。

別表（令和六年四月一日現在）

独立行政法人住宅	独立行政機関自動	協力行政法人国際	独立行政法人勤労	再生行政法人環境	資源独立行政機構・金属矿物エネルギー
八十機住独立 十七構宅立 二年法金行 号)法律平支法 第成援人	号第成策自独 百十機動立 八四構車行 十年法政 三法へ故法 律平對人	十年法國独立 六法へ平協行 律平成力政 百十機法 三四構人	号律和金中 第三共小企 百十濟企 六四法業退 十年へ退 法昭職	四十機境独立 十五法再行 三年法生政 号法へ平保法 第成全人	九十機金工独 十四構属ネ立 四年法鉱ル行 号法へ資平法 第成源人
二 表 一 相額税ると 第一機互又法業い独立 一構会は第務う。立 第法社出二のへ政 号則係金第め附法 五)第るの九の則人 七債額号法第住 六)条権がへ別七宅 又第を五定表条金 は一担億義第金融 保円一一支援機 に第す以に第項援 掲三る上規一第一 掲号たの定号一第 るにめ法す(四)号法 登規に入る又へ(一 記定受並普は業次 するに法に通(四)務号 るに相人掲例い 業務の相のげる等) た除く。び本へ規 のへ外金法定法 別 国の人す	該團独立 施設の規定 敷定地の自動 用施設事 供する事 する土地の の権利の取 得登記の三 号へ登記 又の範 當	定例立法 又はに移 転げる登 記又は登 録を除く。 の権、質 權又は抵 當權へ業 務登記存 、特設獨 當		得に九ののの 独立行政法 人環境に掲 げ五十号 の規定に 係るもの一 に限る。二 の環境法 のら業事則 に供する土 地の年事業 の環境法 の團體機 取第法構	の権の取 得に立 行政法 人エネルギー ・金属矿物 資源機構 の用に供す る建物の 敷地の用に 供する研 究用建物 の用地の 所第
国土交通大臣	国土交通大臣	外務大臣	厚生労働大臣	環境大臣	経済産業大臣

